

令和 7 年 第 3 回

雫石町農業委員会総会
会 議 録

令和 7 年 3 月 24 日 開催

雫石町農業委員会

令和7年第3回雫石町農業委員会総会会議録

1 開催日時 令和7年3月24日(月) 午後2時00分

2 開催場所 雫石町役場大会議室

3 出席した委員

農業委員

1 番 藤村 正彦
2 番 晴山 英俊
3 番 山崎 忍
4 番 高橋 浩之
7 番 前 茂見
8 番 川口 英敏
10 番 松本 光正
11 番 黒沢 菜穂子

農地利用最適化推進委員

雫 石 階 保
雫 石 木村 正美
雫 石 横手 克文
雫 石 小谷地 昇
御 所 吉田 光彦
御 所 米澤 晃
御 所 新田 善男
御 所 高橋 大和
西 山 滝澤 美紗子
西 山 柿木 一明
西 山 荒塚 秀則
西 山 山本 長栄
西 山 袖林 一
御明神 小志戸前 健一
御明神 南野 仁
御明神 新田 華織
御明神 下川原 幸宏

4 欠席した委員

農業委員 5 番 砂壁 純也 6 番 坂下 千枝子 9 番 八丁野 よし子
推進委員 御明神 松ノ木 奈々子

5 議事

報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について
報告第2号 農地法第18条第6項の規定による届出について
報告第3号 農地の現状変更に関する届出について
議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否決定について
議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について
議案第3号 適用外証明願に対する可否決定について
議案第4号 令和7年度農作業参考料金額の設定について
議案第5号 農業委員会事務局職員の任免について

6 職務のため出席した職員

局長 太田 弘幸 副主幹兼係長 高橋 恵 主任 上和野 恵太

開会時間 午後2時00分

議長 ただいまから、令和7年第3回雫石町農業委員会総会を開会いたします。
本日の出席委員は農業委員8名、推進委員17名、計25名です。
雫石町農業委員会規則第11条の規定により、在任委員の過半数に達しておりますので本総会は成立いたします。
始めに、会務報告を事務局よりお願いいたします。

太田局長 (資料に基づき説明)

議長 事務局より報告がありましたが、確認したいことなどございませんか。

委員 (なし)

議長 なければ会務報告を終わります。それでは、本日の議事に入ります。
会議録署名人と書記の指名について、雫石町農業委員会規則第13条の規定により当職から指名することにご異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声

議長 異議なしと認め、会議録署名人には4番、高橋浩之委員、7番、前茂見委員、書記には事務局の高橋副主幹、上和野主任を指名いたします。
次に報告第1号～第3号を行います。事務局の説明を求めます。

上和野主任 それでは、報告第1号～第3号について説明いたします。なお、説明は要点のみとしますのでご了承願います。

3ページをご覧願います。

報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出について」、表のとおり12件提出があり、すべて相続により農地の権利を取得したものです。

5ページをご覧願います。

報告第2号「農地法第18条第6項の規定による届け出について」表のとおり1件提出がありました。

番号1は解約し贈与するためです。関連する案件をこのあと議案第1号でご審議いただきます。

7ページをご覧願います。

報告第3号「農地の現状変更に関する届け出について」、表のとおり2件提出がありました。

番号1、2は一括して説明いたします。

番号1、届出人、〇〇。田1筆、面積1,757のうち433㎡。変更の目的及び理由

は、切土して隣接農地と高さを合わせることで作業効率を良くするためです。

番号2、届出人、〇〇。田1筆、面積2,267のうち2,090㎡。変更の目的及び理由は、盛土して隣接農地と高さを合わせることで作業効率を良くするためです。

場所は、参考資料の1ページにあります『現状変更：〇〇』、『現状変更：〇〇』となっているところで、位置は参考資料の3～4ページにありますように、〇〇から〇〇に位置する場所です。

現地を確認したところ、5ページにありますように、雪一面でしたが積雪量を加味して土地の高低差をしっかりと確認しております。

完了後は水稻を作付けする計画ですので、周辺農地や道路への影響は無いと考えます。

以上で報告を終わります。

議長 事務局から報告がありましたが、これに質問などございませんか。

委員 (なし)

議長 なければ報告第1号～第3号を終わります。

次に、議案第1号農地法第3条第1項の規定による、許可申請に対する可否決定についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

上和野主任 議案第1号について説明いたします。

総会資料の8ページをご覧ください。

番号1、〇〇、田1筆、面積5,543㎡、
3条賃貸借、貸付人 〇〇、借受人 〇〇。申請事由は、借受人が新規就農するためです。

場所は、参考資料の2ページにあります『3条：〇〇・〇〇』となっているところで、〇〇から〇〇m向かった場所になります。詳細な位置などは参考資料の7～9ページをご覧ください。

番号2、〇〇、田16筆、畑3筆、面積計30,977㎡、3条無償移転、
譲渡人 〇〇、譲受人 〇〇。申請事由は譲渡人の労働力不足のためです。

場所は参考資料の1ページにあります『3条：〇〇・〇〇』となっているところで、詳細な位置などは参考資料の11～31ページをご覧ください。

番号3、〇〇、田3筆、面積計6,807㎡、3条賃貸借、
貸付人 〇〇、借受人 〇〇。申請事由は、譲渡人の労働力不足によるためです。

場所は参考資料の2ページにあります『3条：〇〇・〇〇』となっているところで、〇〇から〇〇m向かった場所になります。詳細な位置などは参考資料の33～36ページをご覧ください。

番号4、〇〇、畑2筆、面積計5,030㎡、
3条使用貸借再設定、貸付人 〇〇、借受人 〇〇。

場所は参考資料の1ページにあります『3条：〇〇・〇〇』となっているところで、〇〇から〇〇m向かった場所になります。詳細な位置などは参考資料の37～39

ページをご覧ください。

また、総会資料の11～12ページに添付しました調査書に記載されているとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上で説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。質疑の前に現地確認報告を8番川口委員にお願いします。

8番川口委員 8番川口です。報告をさせていただきます。

3月17日、私、砂壁委員、階推進委員、滝澤推進委員、柿木推進委員の4班、5名と事務局で現地を確認してきました。

番号1について報告いたします。

現地を確認したところ参考資料9ページのとおり雪一面ではありましたが、当該土地1筆の中に3枚の田があり、賃貸借後はヘーゼルナッツを作付けする予定であり、問題ないと思われま

す。

番号2について報告いたします。
現地を確認したところ参考資料の13～31ページの写真のとおり雪一面ではありましたが、田は田、畑は畑であり、贈与後は水稻、野菜を作付けする予定であり、問題ないと思われま

す。

番号3について報告いたします。
現地を確認したところ参考資料の35、36ページのとおり雪一面ではありましたが、田であり、賃貸借後は水稻を作付けする予定であり、問題ないと思われま

す。

番号4について報告いたします。
現地を確認したところ参考資料の39ページのとおり雪一面ではありましたが、畑であり、賃貸借契約の再設定後は引き続き飼料作物を栽培する予定であり、問題ないと思われま

す。

議長 現地確認報告が終わりました。これより質疑に入ります。

質問、ご意見ございませんか。

委員 (なし)

議長 なければ、質疑を終結し、採決に入ります。ただいまの議案について、原案を可とすることに賛成のかたは、挙手願います。

委員 『全員挙手』

議長 全員挙手ですので、議案第1号は原案のとおり決定いたしました。

次に議案第2号、農地法第5条第1項の規定による、許可申請に対する意見決定についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

上和野主任

議案第2号について説明いたします。

総会資料の13ページをご覧ください。

番号1、〇〇、畑1筆、面積1,796㎡、売買、譲渡人 〇〇、譲受人〇〇・〇〇、転用目的は、一般個人住宅を建築するための永久転用であります。

場所は参考資料の2ページにあります『5条：〇〇・〇〇、〇〇』となっていて、〇〇から〇〇m向かった場所になります。詳細な位置などは参考資料の41～44ページをご覧ください。

本案は、計画面積も妥当であります、申請農地は10ヘクタール以上の一団の農地であることから第1種農地に区分され、住宅等で集落接続して設置されることから、例外規定に該当すると判断されますので、農地転用許可基準を満たしていると考えます。

番号2、〇〇、畑1筆、面積408㎡、使用貸借、貸付人 〇〇、借受人 〇〇、転用目的は、一般個人住宅を建築するための永久転用であります。

場所は参考資料の1ページにあります『5条：〇〇・〇〇』となっていて、〇〇から〇〇m向かった場所になります。詳細な位置などは参考資料の45～47ページをご覧ください。

本案は、計画面積も妥当であります、申請農地は10ヘクタール以上の一団の農地であることから第1種農地に区分され、住宅等で集落接続して設置されることから、例外規定に該当すると判断されますので、農地転用許可基準を満たしていると考えます。

番号3から番号7については、同一事業による一時転用であり、〇〇へ賃貸借するものです。土地の登記地目と筆数、転用面積、所有者名をご説明いたします。

番号3、〇〇、畑1筆、面積2,722のうち315.18㎡、〇〇

番号4、〇〇、畑1筆、面積609㎡、〇〇

番号5、〇〇、田1筆、面積1,176のうち1,015.96㎡、〇〇

番号6、〇〇、田4筆、面積計1,651のうち1,284.75㎡、〇〇

番号7、〇〇、田2筆、面積計3,489のうち1,185.81㎡、〇〇

本件は、〇〇が管理している鉄塔・送電線の経年劣化による建替えと張替工事に伴う資材置場や作業場所等のための一時転用ですが、計画面積も妥当であり、農振法に規定する農用区域内の農地であります、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす恐れがないと判断される3年以内の一時転用であることから、農地転用許可基準を満たしているものと思われま。

場所は参考資料の1ページにあります『5条：所有者名・〇〇』となっていて、〇〇から〇〇m、〇〇へ約〇〇m向かった場所になります。詳細な位置などは参考資料の49～56ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。

議長

事務局の説明が終わりました。質疑の前に現地確認報告を、階推進委員にお願いします。

階 推進委員

階です。

番号1について、報告いたします。

現地を確認したところ参考資料の44ページの写真のとおり状況でした。

農地区分等は事務局の説明のとおりであり、農地と隣接していないため、転用後に周辺農地に与える影響も少ないと判断してきました。

なお、事前着工はありませんでした。

番号2について、報告いたします。

現地を確認したところ参考資料の47ページの写真1のとおり状況でした。

農地区分等は事務局の説明のとおりであり、敷地は転圧整地や砂利敷等をするため、転用後に周辺農地に与える影響も少ないと判断してきました。

なお、事前着工はありませんでした。

番号3～7について一括で報告いたします。

鉄塔建替え工事、送電線張替え工事等の資材置場等の対象地を現地確認したところ、参考資料の52、56ページの写真のとおり状況でした。

本件は一時転用かつ農地区分も事務局の説明のとおりであり、転用後に周辺農地に与える影響は少ないと判断してきました。

なお、事前着工はありませんでした。以上で報告を終わります。

議 長

現地確認報告が終わりました。これより質疑に入ります。

質問、ご意見ございませんか。

委 員

(なし)

議 長

なければ、これで質疑を終結し採決に入ります。ただいまの議案について原案を可とすることに賛成のかたは、挙手願います。

委 員

『全員挙手』

議 長

全員挙手ですので、議案第2号は、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第3号、農地法の適用外証明願に対する可否決定についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

上和野主任

議案第3号について説明いたします。

総会資料の16ページをご覧ください。

番号1 ○○、畑1筆、面積587㎡、所有者 ○○。

非農地の事由は、昭和54年頃既存住宅の東側に公衆用道路ができ、その道路と住宅との接道を通した際に、庭園として整備して現在に至ったためです。

場所は参考資料の1ページにあります 『適用外：○○』となっているところで詳細な位置などは45～47ページをご覧ください。

以上、説明いたしました案件にかかる現地確認書を総会資料17ページに添えてお

りますが、非農地となってから20年以上経過しており、農地に復旧することが困難であることから、非農地として証明することはいたしかたないと考えます。

以上で説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。質疑の前に、現地確認報告を滝澤推進委員にお願いいたします。

滝澤推進委員 滝澤です。
番号1について、報告いたします。
現地を確認したところ参考資料の47ページの写真2のとおり庭園となっております。
現在の状況となってから20年以上が経過していることから、適用外も止むを得ないと判断されます。
以上で報告を終わります。

議長 現地確認報告が終わりました。これより質疑に入ります。
質問、ご意見ございませんか。

委員 (なし)

議長 なければ、質疑を終結し採決に入ります。
ただいまの議案について、原案を可とすることに賛成のかたは挙手願います。

委員 『全員挙手』

議長 全員挙手ですので、議案第3号は、原案のとおり決定いたしました。
次に、議案第4号、令和7年度雫石町農作業参考料金額の設定についてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。

高橋副主幹 議案第4号について説明いたします。18ページをご覧願います。
令和7年度農作業参考料金額を別紙のとおり設定することについて決定を求めます。

19ページをご覧願います。

参考料金設定につきましては、令和7年2月26日に雫石町農作業参考料金検討委員会を開催いたしました。

この委員会には、学識経験者4名、農家代表として委託者・受託者8名のかたに出席していただき、慎重な審議の結果、検討委員会としての案を決定していただきました。

審議の内容といたしまして、最低賃金の引き上げによる増加率等全体的な金額の見直し及び、作業ごと県内市町村平均と差が少なくなるよう調整を図りました。

以上で説明を終わります。

議 長

事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質問、ご意見ございませんか。はい、米澤推進委員。

米澤推進委員

御所地区、米澤でございます。料金、機械作業等につきまして昨今、燃料代が、かなり高騰しておりますし、また4月から機械の料金が値上げになるということになってますが、そういう加味はされてましたでしょうか。

高橋副主幹

はい、回答させていただきます。当然そちらのほうも加味させていただきました。あと受託者、委託者それぞれ4地区 各1名ずつ4名と検討した結果、その金額だと逆に頼めないかなというところも含めまして検討した結果がこのような形になっておりましたのでご理解のほどよろしくお願いいたします。

米澤推進委員

はい。わかりました。

議 長

ほかにはございませんか。

委 員

(なし)

議 長

なければ、質疑を終結し、採決に入ります。

ただいまの議案について、原案を可とすることに賛成のかたは挙手願います。

委 員

(全員挙手)

議 長

全員挙手ですので、議案第4号は、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第5号、農業委員会事務局職員の任免についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

太田局長

議案第5号について説明いたします。

農業委員会事務局職員の任免について20ページをご覧ください。

職員の定期人事異動により粟石町長より協議があったので農業委員会に関する法律第26条第3項の規定により同意を求めるものです。

1.の町長部局に出向を命ずる職員ですが、副主幹兼係長の 高橋恵 と主査の 四ツ家広衣 の2名です。

いずれも 令和7年4月1日付けでの出向です。

続いて、2.の任用する職員ですが、昇格して係長となる 松ノ木拓也 と、主事として採用予定の 澤口沙耶 の2名です。いずれも令和7年4月1日付けの任用です。

澤口につきましては、4月1日より町職員として採用される者でございます。

本年度は再任用職員を含めまして10名以上の事務職員が退職となりまして、これにより新たに12名を粟石町で採用することになった関係で、ほとんどの課で新採

用職員が配属されることとなりまして町当局は農業委員会事務局にも1名出向させたいというところになった模様でございます。

町当局が、農業委員会へ出向させる新採用職員の人選にあたりましては、農業委員会の業務の性質上ある程度、社会経験を積んだ者でなければならないとの配慮があった模様でございます。説明は以上でございます。

議長 事務局の説明が終わりました。

この案件は人事案件ですので、質疑を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声

議長 異議なしと認め、これより採決に入ります。

初めに、町長部局に出向する職員、副主幹兼係長 高橋 恵 について、同意するかたの挙手を求めます。

委員 『全員挙手』

議長 全員挙手ですので、同意することに決定いたしました。

次に、主査 四ツ家広衣 について、同意するかたの挙手を求めます。

委員 『全員挙手』

議長 全員挙手ですので、同意することに決定いたしました。次に、任用する職員、係長 松ノ木拓也 について、同意するかたの挙手を求めます。

委員 『全員挙手』

議長 全員挙手ですので、同意することに決定いたしました。

次に、主事 澤口沙耶 について、同意するかたの挙手を求めます。

委員 『全員挙手』

議長 全員挙手ですので、同意することに決定いたしました。

ここで、異動する職員に入場いただきます。

太田局長 それでは、先ほど総会におきまして任免が決定され、異動となる職員より一言ずつ ご挨拶をいただきたいと思っております

始めに、上下水道課へ異動となる 高橋副主幹をお願いします。

高橋副主幹 3年間、農業委員会事務局にお世話になりました。上下水道課では山崎委員には

いろいろご指導いただくことになると思いますし、皆さんともお世話になることもたくさんあると思いますのでどうぞよろしく願いいたします。ありがとうございました。

太田局長 続きまして観光商工課へ異動となります 四ツ家主査お願いします。

四ツ家主査 はい、4年間 農業委員会にお世話になりました。その間には改選もありまして前の委員さんと、今の委員さん推進委員さんのかたがたには大変お世話になりました。ありがとうございます。

観光商工課では、グリーンツーリズムの担当になりましたので、おそらく農家さんとは、これからもお付き合いがあるのかなと思いますので、私がお願いにあがった際は是非、中学生の受け入れをよろしく願いいたします。

今までありがとうございました。

太田局長 はい、ありがとうございました。

続きまして、係長として転入される、松ノ木主任お願いします。

松ノ木主任 はい、この度 全員から承認いただきまして本当にありがとうございます。

4月1日からお世話になります 松ノ木拓也と申します。農業委員会事務局は、はじめてのことでございますので皆様のご支援、ご鞭撻を賜りながら事務局の業務を遂行して参りたいと思いますのでどうぞよろしく願いいたします。

太田局長 澤口さんにつきましては、まだ4月1日の採用辞令を受けておりませんので、この場にはお呼びしておりません。次の4月の総会に改めてご挨拶をお願いしたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。

以上で挨拶を終わります。

議 長 以上で議事は全て終了しましたので、これをもちまして本日の総会を閉会とします。大変お疲れ様でした。

閉会時刻 午後2時50分

以上が令和7年3月24日、雫石町役場大会議室において開催された、雫石町農業委員会総会の審議経過及び結果に相違ないことを証するためここに署名する。

令和 7 年 3 月 24 日 開催

議 長 会 長

議事録署名人

4番

7番
